第 12 章 サービス貿易

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

サービス貿易とは、金融、運輸、通信、建設、 流通等のサービスの国際取引のことである。「経 済のソフト化 | あるいは「経済のサービス化 | は 着実に進展し、1970年代以降、世界全体でGDP に占めるサービス産業の割合はほぼ一貫して増加 する傾向にあり、また、全産業の雇用者数に占め るサービス産業の雇用者の割合についても拡大傾 向にある。一方で、サービス貿易においては、物 品の貿易とは異なり、GATTにおける関税のよ うな指標は存在せず、水際における措置よりサー ビスの提供又は消費にあたって課せられる国内規 制の方が貿易障壁となりやすいといった事情が存 在した。このような貿易障壁となる国内規制につ いては撤廃されることが望ましい一方、これらの 国内規制の多くは、国内サービス産業の保護・振 興を目的とするのみならず、文化や伝統の保護、 消費者の保護等の公的・社会的目的のために設け られたものであるという事情もあり、サービスに 関する多角的な国際的規律の必要性を求める声は さほど大きくなかった。

しかしながら、1980年代以降、金融や電気通信といった分野で規制緩和を進めて競争力を強め、サービスの貿易に関する国際的な規律作りに向けた取組を続けてきている米国をはじめ、日本を含む先進国はウルグアイ・ラウンド交渉にサービス分野を含めるよう主張した。一方、インドやブラジルを中心とする開発途上国側は、当初サービス貿易は GATT の範囲を超えているとして、

交渉に含めることに反対していたが、最終的には、 ウルグアイ・ラウンドにおいて、サービス分野を 多角的貿易交渉に含めることに合意した。

交渉開始当初、協定の適用範囲、協定に適用される義務・原則、既存の国際ルールとの関係、開発途上国への配慮等を主要な論点として交渉が行われ、結果としてGATTにおける農業や繊維のように特定の国の利害により一定の分野が除外されない形で、金融、運輸、通信、建設、流通等広範なサービス分野を対象として、最惠国待遇、市場アクセス、内国民待遇等を規定した「サービスの貿易に関する一般協定」(General Agreement on Trade in Services:以下、「GATS」)が、WTO協定の一附属書として、開発途上国を含むすべての国の参加を得て、ウルグアイ・ラウンド交渉終結時に合意された。

(2) 法的規律の概要

①4つのモード

GATS は、155業種(WTO事務局分類)を含むすべてのサービス(政府の権限の行使として提供されるサービスを除く)の貿易に影響を及ぼす政府の措置を対象としており、これらのサービス貿易を、サービスの提供の態様(モード)により以下の4つの形態に分類している(図表 II - 12 - 1 参照)。

1) 越境取引:ある加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供

2) 国外消費:ある加盟国の領域における他の加

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

盟国のサービス消費者へのサービ ス提供

3) 商業拠点:ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供

4) 人の移動:ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域内における 自然人を通じてのサービス提供

〈図表Ⅱ-12-1〉 サービス貿易の形態(4つのモード)

モード	内 容	例	イメージ	刘
1. 越境取引	ある加盟国の領域から 他の加盟国の領域への サービス提供 《サービスの越境》	- 海外に在住する弁護士から電話で法務アドバイスを受ける- テレホンセンターの海外へのアウトソーシング	サービス需要者	サービス供給者
			需要国	供給国
2. 国外消費	ある加盟国の領域における他の加盟国のサービス消費者へのサービス提供 《需要者の越境》	- 観光客や海外出張者による現地消費(宿泊、観劇、電子機器レンタル等) - 外国で船舶・航空機などの修理を受ける	サービス需要者	サービス供給者サービス需要者
			需要国	供給国
3. 商業拠点	ある加盟国のサービス 提供者による、他の加盟 国の領域における商業 拠点を通じたサービス 提供	海外支店を通じた金融サービス海外現地法人が提供する流通サービス	商業拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	サービス供給者
	《商業拠点の越境》		需要国	供給国
4. 人の移動	ある加盟国のサービス 提供者による、他の加盟 国の領域内における自 然人を通じてのサービ ス提供 《供給者(自然人)の越境》	外国アーティストの招へい	自然人 サービス需要者 需要国	サービス供給者 ●

- ●:サービス供給者(自然人又は法人)、▲:サービス需要者(自然人又は法人)、
- ■:商業拠点、◆:自然人、△:移動前のサービス需要者、◇:移動前の自然人、
- ◀──:移動、•••••: サービス提供

②主要規定の概要

GATSの義務には、下記のとおり、(a)「すべての分野のサービス貿易に関して守るべき義務」と、(b)「約束を行った分野のサービス貿易に関して守るべき義務」がある。

また、国内規制規律(第6条)、緊急セーフガード(第10条)、政府調達(第13条)、補助金(第15条)に関する、(c)「横断的ルールの交渉義務」の作成について、GATSは、WTOの一機関であるサービス貿易理事会及びウルグアイ・ラウンド後の将来の多角的交渉に委ねている。これを受けて、国内規制規律については国内規制作業部会(1999年4月に自由職業作業部会が発展改組)、その他の3つのルールについてはサービス貿易理事会の下部機関であるGATSルール作業部会において検討が行われている。

(a) すべての分野のサービス貿易に関して守るべき義務

(i) 最恵国待遇原則(第2条)

すべての国に対して同等の待遇(最恵国待遇) を与える義務(第1章「最恵国待遇」参照)。

(最恵国待遇例外)

サービスの分野においては、過去の経緯等によって最恵国待遇をとれない措置(相互主義的措置、二国間協定に基づく優遇措置等)が存在するため、本協定では、一定の要件を満たすことを条件に、第2条第2項に基づき当該措置の最恵国待遇適用除外が認められることとした。認められた措置は、ウルグアイ・ラウンド後の自由化交渉の対象となるとともに、5年以内にサービスの貿易に関する理事会の検討に付され、原則として10年を超えて存続してはならない。

(その他協定の規定により最恵国待遇原則が適用されない場合)

- ・域内のサービスの貿易を自由化するための協定 に加わる場合(第5条)
- ・域内の労働市場を完全に統合するための協定に 加わる場合(第5条の2)

- ・特定の国において取得されている教育、免許、 資格等を自国内でも有効なものとして認める場 合(第7条)
- ・政府機関が政府用として購入するサービスの調達(政府調達)のうち商業的販売のための利用を目的としない調達を行う場合(第13条)

(ii)透明性(第3条)

貿易に関連する法律、規則等は、法律、規則等 が公開されていないことも障壁となるため、本協 定は、サービスに関連する法律、規則等の公表を 一般的義務としている。これにより、手続の不透 明性による障壁を除去できるとともに、その内容 についての交渉を行うことも容易になる。

(b) 約束を行った分野のサービス貿易に関して守 るべき義務

GATS においては、各国が自由化の約束を行 う分野と自由化の内容を「約束表」に記載し、そ の分野の拡大及び自由化内容の充実はその後の自 由化交渉により図るという漸進的自由化の方法が 採られている。本協定の自由化約束の方法は、各 国が上記の155の業種及び4つの貿易形態のマト リクスに基づいて自ら自由化を行う分野のみを約 束表に記載することとなっていることから、ポジ ティブリスト方式 (又はボトムアップ方式) と呼 ばれる。約束表においては、加盟国は、市場アク セス及び内国民待遇に関する条件及び制限に加 え、これらの対象とならない措置であっても「追 加的約束 として様々な自由化約束を記載するこ とができる(約束表の記入例については図表Ⅱ-12 - 2、各国の自由化約束及び最恵国待遇免除登 録の状況は図表Ⅱ-12-3及び4参照)。我が国は、 およそ100の分野について何らかの自由化約束を 行うととともに、一切の免除登録を行うことなく すべての分野で最恵国待遇義務を果たしている。

(i) 市場アクセス (第 16 条)

本規定は、政府がとるべきでない措置の類型として、①サービス供給者の数に関する制限、② サービスの取引総額又は資産総額に関する制限、

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

③サービスの総産出量に関する制限、④サービス 提供者の雇用者数の制限、⑤企業形態制限、⑥外 資制限等の6種類の措置を限定的に列挙している (具体的な例については図表II - 12 - 5 を参照)。

加盟国は、各サービス分野及びモードについて、 これらの措置をとらない旨の約束を行うか、全面 的に又は部分的に留保を行うかを、国別約束表に 明記することとなっている。各国は、これらの列 挙された措置以外の措置はもちろんのこと、留保 している措置も協定の他の条項に違反しない限り とることができる。

なお、本規定は、結果としての市場アクセス(市場シェアの確保等)を担保するものではない。

(ii) 内国民待遇(第17条)

他の加盟国のサービス及びサービス供給者に対して内国のサービス及びサービス供給者と比して不利でない待遇を与えるという原則である(第2章「内国民待遇」参照)。

内国民待遇の付与も、具体的な約束によって内容が決まる義務である。すなわち、各国は、それぞれの分野につき内国民待遇の義務を受け入れるかどうかを交渉を通じて決めることができる(例えば銀行業については、内国民待遇を付与しないとすることも可能)。

また、受け入れる場合にも、内外差別的な措置を一定の範囲でとることを留保することができる(例えば、銀行業について預金業務を除き内国民待遇を付与するとの約束も可能)。留保を行った際には、それを国別約束表に掲げなければならない。

(iii) 追加的約束 (第 18 条)

市場アクセス (第16条) 及び内国民待遇 (第17条) の対象とならない加盟国の措置であっても、各個別の交渉などを受けての各国の判断により自由化約束の対象とすることができる。

サービス分野において意味のある自由化を行う ためには、市場参入を制限する措置及び外国の サービス又はサービス供給者を差別する措置を撤 廃するというだけではなく、積極的な政府措置が 必要となる場合があると考えられている。かかる 政府措置を実施する義務は、市場アクセス及び 内国民待遇義務ではカバーされていない。GATS では、かかる約束を約束表に記載できることにつ いて、第18条に規定がある。

(iv) 国内規制(第6条)

加盟国は、特定の約束を行った分野において、 サービス貿易に影響を与えるすべての措置が、合 理的、客観的かつ公平に運用されることを確保す る。

(v) 支払及び送金(第11条)

国際収支を擁護する場合を除き、加盟国は、本協定の下での特定の約束に関連する経常取引のための国際的支払及び送金に関する制限を適用してはならない。また、国際収支を擁護する場合及びIMFの要請に基づく場合を除き、特定の約束に関連して上記制限を行わない限りにおいては、IMF加盟国の権利及び義務は、本協定のいかなる規定の影響も受けない。

Schedule of Specific Commitments (特定の約束に係る表)

I. HORIZONTAL COMMITMENTS (各分野に共通の約束)

_		
	Additional commitments (追加的な約束)	
	Limitations on national treatment (内国民待遇に係る制限)	3) Unbound for research and development subsidies. (研究及び開発に係る補助金については、約束しない)
	Limitations on market access (市場アクセスに係る制限)	4) Unbound except for measure concerning the entry and temporary stay of a natural person who falls in the following category: i) Activities to direct a branch office as its head. (次の分類に該当する自然人の人国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか約束しない。 i) 長として支店を管理する活動)
	Sector or subsector (分 類)	ALL SECTORS INCLUDED IN THIS SCHEDULE (この約束表に掲げるすべての分野)

<図表Ⅱ-12-2> 約束表の記入例

(甲級で歩いる) SENEMETIMEOU CIGIOEOS-BOLDES Ξ

	Additional commitments (迫加的な約束)	(注) この欄は、第16条(市場アクセス)及び第17条(内国民待遇)の義務の対象とならない措置で自発的に自由化意思を表明する措置を記入。
	Limitations on national treatment (内国民待遇に係る制限)	1) Unbound (約束しない) 2) None (制限しない) 3) None except as indicated in HORIZONTAL COMMITMENTS. (各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない) 4) Unbound (約束しない)
AENIS (分野してに行う約果)	Limitations on market access (市場アクセスに係る制限)	1) Unbound (約束しない) 2) None (制限しない) 3) The number of licenses conferred (制限しない) 3) The number of licenses conferred (制限しない) 3) The number of licenses conferred (制限しない) 4) None except as indicated in HORIZONTAL (各分野に共通の約束における) (各分野に共通の約束における) (約束しない) (各分野に共通の約束における記 (お束しない)
II. SECTOR-SPECIFIC COMMITMENTS (分野ことに行う約果)	Sector or subsector (分 類)	d) Services related to management consulting (経営相談に関連するサービス) (注) 本表には、何らかの自由化約 東を行う分野のみ記載。 したがって、この欄に記載されていない分野は、特定の約束に係る義務(市場アクセス、内国民待遇等)を負わない(但し、MFN 義務は負う)

4) Presence of natural persons $(\lambda \circ 8)$ 3) Commercial presence (商業拠点) Consumption abroad (国外消費) € Modes of supply: 1) Cross-border supply (供給形態) (越境取引)

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

<図表 Ⅱ - 12 - 3 > 主要各国の自由化約束状況

#- Ł	、スセクター分類	米国	中国	EU	カナダ	韓国	香港	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	豪州	フィリピン	インド	日本
1. 実務サービス	A. 自由職業 B. コンピュータ関連 C. 研究開発 D. 不動産 E. レンタル/リース F. その他	00 000	00 0	000000	000000	000 00	00 000	00 0	000 00	000 0	00 00	000000	0	0 000	000000
2. 通信サービス	A. 郵便 B. クーリエ C. 電気通信 D. 音響映像 E. その他	000	00	0	00	00	000	00	00	0	00	0	00	00	00
3. 建設・エンジニ アリング・サー ビス		00000	00000	00000	00000	00000	0	00000	00000	000	000	0000		0	00000
4. 流通サービス	A. 問屋 B. 卸売 C. 小売 D. フランチャイズ E. その他	0000	0000	0000	00000	0000	0				0	0000			0000
5. 教育サービス	A. 初等教育 B. 中等教育 C. 高等教育 D. 成人教育 E. その他	00	00000	0000							0	000			0000
6. 環境サービス	A. 汚水処理 B. 廃棄物処理 C. 公衆衛生 D. その他	0000	000	0000	0000	000					0000	000			0000
7. 金融サービス	A. 保険関連 B. 銀行及びその他金融 C. その他	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
8. 健康関連・社会事業サービス	A. 病院 B. 人間健康関連 C. 社会事業 D. その他	0		0					0			0		0	0
9. 観光・旅行関連 サービス	A. ホテル・飲食店 B. 旅行業 C. 旅行ガイド D. その他	0000	0	000	00	000	0	000	0	0	000	000	00	00	000

サービスセクター分類	米国	中国	EU	カナダ	韓国	香港	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	豪州	フィリピン	インド	日本
10. 娯楽、文化、 A. 興行 B. 通信社 C. 図書館、博物館等 D. スポーツ等 E. その他	0000	0	000			0	0	0		0	0 00			0000
A. 海上運送 B. 内陸水運 C. 航空運送 D. 宇宙運送 E. 鉄道運送 F. 道路輸送 G. パイプライン輸送 H. 運送補助 I. その他	0	000 00 0	000 00000	0 00 0	0000	00	0	00	0	0 0 0 0	0 0 000	0 00 00		000 00000
12. その他のサービス								0						

(注) ○印は、何らかの自由化約束が行われているセクターを示す。ただし、○印を付したセクターにおいても、セクターの一部についてのみ自由化約束をしている場合や、内国民待遇に反する措置や市場参入を制限する措置を留保している場合があり、本表は直接的に自由化の程度を示すものではない。なお、WTO事務局分類は、上記分野より更に詳しく、すべてのサービス業を155業種に分類している。

<図表Ⅱ-12-4> 主要各国の最恵国待遇義務の免除登録分野

米国	①業種横断(人の移動、課税、土地取得、中小企業登録)、②電気通信(衛星放送)、 ③銀行、④保険、⑤航空運送、⑥宇宙運送、⑦道路運送、⑧パイプライン輸送
EU	①業種横断(人の移動、土地取得、投資)、②レンタル/リース、③音響映像、 ④保険、⑤内陸水運、⑥航空運送、⑦道路運送
カナダ	①実務(漁猟関連)、②音響映像、③保険、④航空運送、⑤海上運送
韓国	①航空運送
香港	なし
シンガポール	①業種横断(人の移動、投資、課税)、②専門職業(法律)、③音響映像、④銀行、 ⑤保険、⑥航空運送、⑦海上運送
マレーシア	①業種横断(人の移動、外国資産)
インドネシア	①業種横断 (人の移動)、②建設、③銀行
タイ	①専門職業(会計、出版·新聞)、②海上運送、③航空運送、④道路運送
豪州	①音響映像
フィリピン	①業種横断 (人の移動、投資)、②銀行、③海上運送
インド	①電気通信、②音響映像、③娯楽、④海上運送
日本	なし

<図表Ⅱ-12-6> 継続交渉分野の取扱い

GATS 第 16 条 政府がとるべきでない措置の類型						
①サービスの供給者の数に関す る制限	・経済需要に基づいた新規レストラン開店への免許制度 ・開業医の年間開業数制限 ・職業安定所サービスの独占 ・実質参入が不可能な形でのサービス提供者への国籍要件					
②サービスの取引総額又は資産 総額に関する制限	・外国銀行支店に対する資産制限					
③サービスの総算出量に関する 制限	・外国映画の放映時間制限					
④サービス提供者の雇用者数の 制限	・外国人労働者の雇用者総数制限					
⑤企業形態制限	・代理店を除いた商業拠点設置義務 ・外国企業に対する支店設置要件 ・特定のサービスにおけるパートナーシップ要件					
⑥外資制限	・商業拠点設置における外資出資比率制限					

GATS 第 17 条 内国民待遇制限事例

- ・音響映像サービスの「国内」事業者は、国内放送周波数優先割当を受けられる
 - →このような措置は明白にサービス供給者の由来により差別をしており、形式上内国民待遇の否定となる。
- ・サービス提供資格の発給について「国内」居住を要件とする措置
 - →形式上国籍に基づく差別措置には該当しないが、内国民に比べ居住要件を満たしにくい故に、事 実上外国サービス提供者は不利な扱いを受ける。

(c) 横断的ルールの交渉義務

(i)国内規制規律(第6条)

第6条4項では、サービスの貿易に関する理事会が資格要件、免許要件等に関する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、同理事会が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成するとし、サービス提供(例えば、金融・建設サービスへの従事や会計士の受入れ等)に係る資格手続・要件、免許手続・要件、技術基準が不必要な貿易障壁とならないよう、透明性の確保とともに、過剰な規制にならないことを確保しようとしている。

(ii) セーフガード (第 10 条)

緊急セーフガードに関する多角的交渉をGATS 発効後3年以内に行い、その結果を発効させることを規定している。当該条に基づき設置されたGATSルール作業部会において、議論は継続されているものの、現時点に至るまで交渉はまとまっていない。

(iii) 政府調達(第13条)

政府自らが消費するために調達するサービスには、GATSの主要条文である第2条(最恵国待遇)、第16条(市場アクセス)、第17条(内国民待遇)が適用されないことを規定している。また、政府調達に関する多角的交渉を、発効後2年以内に行うとしている。これについてもGATSルール作業部会において、議論はされているものの、未だ交渉はまとまっていない。

(iv)補助金(第15条)

締約国が補助金は一定の状況下ではサービス貿易 歪曲効果を持つことを認識し、補助金を規律するための多角的交渉を行う旨規定している。しかし、これについても、GATSルール作業部会において、議論されているものの未だ交渉はまとまっていない。

(d) その他の規定

(i)特定約束交渉(第19条)

サービス貿易における漸進的自由化を達成する ために、加盟国は交渉のラウンドを WTO 協定発 効から5年より遅くない日に開始し、その後定期的に行うとされており、同条に基づいて2000年に自由化交渉が開始された。また、自由化の過程においては、個々の加盟国の国家政策目標及び開発レベルを十分に考慮して進めるとされている。

(ii)附属書

・金融サービスに関する附属書

加盟国は、信用秩序の維持のための又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置をとることを妨げられない。

・電気通信に関する附属書

加盟国は、国別約束表に記載するサービスに関し、 他の加盟国のサービス提供者に対し、合理的かつ無 差別な条件の下で公衆電気通信伝送網及びサービ スへのアクセス及び利用を与えることを確保する。

- ・航空運送サービスに関する附属書
- 二国間の航空協定等に基づき認められる運輸権 及び運輸権の行使に直接関連する措置は本協定の 対象外である。
- ・サービスを提供する自然人の移動に関する附属書加盟国は、市場アクセス、内国民待遇等に関する特定の約束を無効化又は侵害しない限り、その領域における自然人の入国又は一時的な滞在を規制するための措置を適用することを妨げられない(<参考> GATS と「人の移動」参照)。

(iii) 分野ごとのルール

金融、電気通信等の特定分野に関する附属書に加え、金融分野については、市場アクセス、内国民待遇などの措置について具体的に定め、かつより高度な自由化を規定した金融了解がウルグアイ・ラウンド中に合意された。また、基本電気通信分野については、相互接続の確保、ユニバーサル・サービス、免許基準の公表等の競争促進的規制等の枠組みを規定した参照文書がウルグアイ・ラウンド後の継続交渉によって作られた。これらは、上記(b)(iii)の追加的約束として多くの国の約束表において自主的に添付されている(<参考>基本電気通信の規制の枠組みの参照文書参照)。

考参

GATSと「人の移動」

1. GATS におけるルール

(1) 適用範囲

GATS における「人の移動」の適用範囲は、第 1条(適用範囲及び定義)及び「この協定に基づき サービスを提供する自然人の移動に関する附属書」 に規定されている。

第1条では、「サービスの貿易」の4つの取引の 態様(モード)の1つとして、「いずれかの加盟国 のサービス提供者によるサービスの提供であって他 の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて 行われるもの(第4モード)」(他方の締約国の人の 移動を伴うサービス提供)が規定されている。

「この協定に基づきサービスを提供する自然人の 移動に関する附属書」では、「加盟国がその領域へ の自然人の入国又は当該領域内における自然人の 一時的な滞在を規制するための措置」、すなわち出入国管理措置を加盟国の権利として認める一方、「加盟国の雇用市場への進出を求める自然人」、すなわち、雇用を求めて移動する労働者に影響を及ばす措置、及び「永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置」については、対象外としている。

(2) 規律の概要

他のモード同様、第4モードについても、すべての分野に適用される義務(「最恵国待遇」の義務(GATS 第2条)、「透明性」の義務(同第3条)、行政上の決定について法的救済を保証する義務(同第6条2)等)があり、また、同第16条(市場アクセス)及び同第17条(内国民待遇)に基づく約束内容に応じた義務が各加盟国に課される。

GATS「この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書|

- 1. この附属書は、サービスの提供に関し、加盟国のサービス提供者である自然人及び加盟国のサービス提供者が雇用する加盟国の自然人に影響を及ぼす措置について適用する。
- 2. この協定は、加盟国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、 居住又は雇用に関する措置については、適用しない。
- 3. 加盟国は、第三部及び第四部の規定に従い、この協定に基づきサービスを提供するすべての種類の自然人の移動に適用される特定の約束について交渉することができる。特定の約束の対象とされる自然人については、当該約束の条件に従ってサービスを提供することを認める。
- 4. この協定は、加盟国がその領域への自然人の入国又は当該領域内における自然人の一時的な滞在を規制するための措置(自国の国境を保全し及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む)を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が特定の約束の条件に従って加盟国に与えられる利益を無効にし又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする。

2. 各国の第4モード約束方法

ウルグアイ・ラウンドの結果、「他方の締約国の 人の移動を伴うサービス提供」を GATS の規律の対 象に含めることとなったものの、上記 1. で述べたと おり、実際にどの程度まで認めるかは、各加盟国が 約束表の中で各々決めることとされた。現在、大半 の国は、「第4モード」の約束を各サービス分野にお いてそれぞれ行うのではなく、「分野横断的な約束 (horizontal commitment)」欄において包括的に規定している。我が国が約束した類型は次のとおりである。

①企業内転勤

日本への入国・一時滞在の申請を行った日の直 前の1年以上の期間にわたって日本以外の加盟国 の法人において雇用されていた自然人が、同法人の日本支店又は法人に5年を上限として転勤して、 ①長として支店を管理する活動、②役員又は監査 役として法人を管理する活動、③法人の一又は二 以上の部門を管理する活動、④物理学、工学その 他の自然科学に関する高度の技術・知識を要する 活動、⑤法律学、経済学、経営学、会計学その他 の人文科学に関する高度の知識を要する活動を行 うことが認められている。

②業務連絡(短期滞在)

業務連絡(サービスの販売のための交渉を含む) その他類似の活動が90日以内の期間認められる。 但し、日本国内から報酬を得ないこと、一般公衆 への直接販売や直接のサービス提供を行わないこ とが条件となる。

③自由職業サービス(独立の専門家)

日本への入国・一時滞在の申請を行った日の直前の1年以上の期間にわたって日本以外の加盟国の法人において雇用されていた自然人が、5年を上限として日本に転勤して、弁護士、外国法事務弁護士、弁理士、海事代理士、公認会計士、税理士としてサービスを提供することが認められる。ただし、弁護士ならば、日本の弁護士資格を取得しており、弁護士登録をしていることが条件となるなど、必要な資格要件を満たしていることが必要である。

なお、我が国が実施する出入国管理のための措置は、特定の約束によって各加盟国に与えられる 利益を無効化し又は侵害していない限り実施する ことができる。

(分野横断的約	東における	5主な類型)		
分野横断的約 おける主な		消費国	提供国	事 例
1. 企業内転勤 (Intra-Corporate Transferees:ICT)		(●サービス提供者 支店) ◇サービス 消費者	転動	(例) 経営者、管理 者、高度技術者
2. 短期滞在 (Business Visitors:BV)		◆自然人 出張・渡航	本社 (●潜在的サービス提供者)	(例) 商談などの業務 (この時点で報酬 を得ない活動)
3.独立の専門 (Independent Professionals			一時的滞在	(例) 外国の消費者と の契約に基づき入国 する独立のコンピュ ーター技術者
4. 契約に基 づくサービス 提供者	企業対 企業の 契約	◆一サービス提 ◇サービス消費者 派遣 ◆自然人	供契約 → (●サービス提供者)	(例)企業と企業の契約に基づき派遣されるコンピュータ技術者従業員
提供有 (Contractual Service Suppliers)	企業対個人の 契約	◆サービス提 ◆サービス消費者 ◆自然人 (●サービス提供者)	供契約→	(例) 企業と独立のコンピューター技術者の契約に基づき入国する独立のコンピューター技術者

考 参

基本電気通信の規制の枠組みに関する参照文書

参照文書の項目

適用範囲:基本電気通信サービスを供給するため に必要な施設の保有や市場における地位を用いて基 本電気通信市場への参入の条件に影響を与えること ができる供給者

1. 競争条件の確保のためのセーフガード

主要なサービス提供者が反競争的行為を行い又は 継続することを防止するために適切な措置を維持す ること。(反競争的行為の例:市内通信で得られた独 占利益を市外通信の割引の原資とする等)

2. 相互接続の確保

主要なサービス提供者との相互接続については、 伝送網上技術的に可能なすべての接続点において確 保すること。

3. ユニバーサル・サービス

いずれの加盟国も、当該加盟国が維持することを 希望するユニバーサル・サービスの内容を定義する 権利を有すること。但し、透明、非差別的、かつ競 争中立的な態様で履行され、かつ、当該加盟国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担であってはならない(ユニバーサル・サービスとは、電話・電気等の公共サービスについて、一定の供給地域内で供給の要請があったときには応じなければならないという供給者への義務づけのこと)。

4. 免許基準の公表

免許が必要とされる場合には、(1) すべての免許 の基準及び免許の申請に係る決定に関する標準処理 期間、(2) 個別免許の条件、を公表すること。

5. 独立の規制機関

規制機関は、いかなる基本電気通信サービスの提供者からも独立であること。

6. 希少な資源の分配及び利用

希少な資源(周波数、番号及び線路施設権を含む) の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、 透明かつ非差別的な態様で適時に実施すること。

(3) 交渉経緯

①継続交渉

ウルグアイ・ラウンド交渉時に各国間の合意が成立しなかった海運、金融、基本電気通信の3分野については、ウルグアイ・ラウンド終了後も継続して交渉を行うこととされた。それに伴い、開発途上国側の要求により人の移動についても継続交渉事項とされた(図表 II - 12 - 6)。

その後、人の移動については、企業内転勤の自由化約束を求める先進国に対し、契約ベースでの人の受け入れの約束を強く要求する途上国との間で意見が一致せず、継続交渉が行われ、一部先進国が約束内容を修正し、1995年7月に早々に交渉が終結した。

海運については、ウルグアイ・ラウンドでは国際運送を行う外航海運のほか、貨物取扱業等の海 運補助サービス及び港湾利用を対象に交渉が行わ れたが、内航海運については、多くの国が自国籍船舶に留保している現状であることから交渉の対象外とされた。継続交渉となったが、最後まで米国が約束表のオファーを行わなかった等の理由により交渉が全く進展しなかったため、1996年6月に交渉を中断すること及び2000年から開始された次期サービスラウンドとともに交渉を再開することが決定された。GATS第2条の最惠国待遇(MFN)の供与義務は交渉が締結されるまで適用されず、各国は交渉が終結するまでは現在の規制水準を現状維持することとなっている。

金融については、1995年7月の暫定合意を経て、1997年12月に、70か国の参加を得て最恵国待遇ベースの合意が達成された。これを受けて第5議定書が成立・発効し、67か国が受諾した。これにより米国、EUの他、アジア、南米の主要開発途上国からも金融サービス分野の高水準の改善

約束を含む恒久的な合意を得ることができた。

基本電気通信については、当初の期限であった 1996 年 4 月から大幅に遅れたものの、1997 年 2 月に、69 か国の参加を得て最恵国待遇ベースの

合意が成功裡に達成された。翌年2月に、第4議 定書(受諾期限や発効手続を定めたもの。各国が 提出した追加的な自由化約束が本議定書に附属さ れている)が発効し、合意が実施に移された。

<図表Ⅱ - 12 - 6 > 継続交渉分野の取扱い

	金 融	基本電気通信	海 運	人の移動
現状	1997年12月13日に 交渉終結 (1999年3月1日発効)	1997年2月15日に 交渉終結 (1998年2月5日発効)	1996年6月交渉中断を 決定 2000年サービス交渉と ともに交渉再開 (交渉終結まで現在の 規制水準維持)	1995年7月28日に 交渉終結 (1996年1月30日発効)

各継続交渉の分野については、先進国・途上国の双方がウルグアイ・ラウンド時に重視した分野であり、市場アクセスや内国民待遇などの措置について具体的に定めるのみならず、資本出資比率の規制の緩和や基本電気通信における規制に関する「参照文書」の作成等、GATS第18条の追加的約束に基づき、市場アクセス・内国民待遇以外の要素についても約束を行っている(本章、(2)法的規律の概要、②(d)その他の規定参照)

②シアトル閣僚会議までの動き

このほか、GATSにおいては、次期ラウンドを待たずに、引き続きいくつかの事項について検討を行うこととされた。

まず着手されたのは自由職業サービスに関する 規律の作成である。このうち、比較的世界的な共 通化が進展している会計士分野について先行して 作業を行うこととされ、検討のために設置された 自由職業作業部会において、会計士資格の相互承 認協定を結ぶためのガイドラインの策定(1997 年5月)、貿易の障害になっている事項に関する 会計士に関する多角的規律(透明性、免許要件、 資格要件、資格手続、技術上の基準等について一 般的、抽象的、中立的に規定したもの)の作成(1998 年12月)が行われた。

その後、会計士分野のみに3年も要したことや、 国内規制に係るGATS第6条4項は対象を自由 職業サービスに限定していないことなどから、自 由職業サービスを含むサービス業全体の規律を議 論することを求める声が強くなった。その結果、 1999年4月に自由職業作業部会を発展改組し、 新たに国内規制作業部会を設立し、自由職業分野 を含むサービス業全体の国内規制に関する規律策 定について議論がなされている。

また、サービス分野における政府調達、セーフ

ガード及び補助金のルールの取扱いについては、 GATS ルール作業部会においてそれぞれ議論が 行われてきた。

政府調達については、GATS 第13条のマンデート(透明性、MA、NT、MFNのどこまで含まれるか)、GATS における政府調達ルールと政府調達協定との関係、複数の分野にまたがる政府調達に関する主要な分野の特定方法、敷居値等が問題となっていた。

セーフガードについては、一部の途上国は、野心的な自由化を目指すためには、安全弁としてのセーフガード措置が必要との立場だが、多くの国は、既存のルールで十分な柔軟性が与えられており、また、国内産業(domestic industry)の定義や統計の無いサービス分野についてどのように損害(injury)を計量するか等、技術的な課題も多いことから交渉に消極的であった。

補助金については、補助金の定義、補助金の貿易歪曲効果(特定方法、サービス分野による影響の大小)等の問題から、香港閣僚宣言附属書 Cでは、情報交換の促進努力の強化と、補助金問題を検討するための定義作りに関するもの等、加盟国の提案に重きを置くべきとされているものの、どのような補助金を対象とするかについて意見がまとまらず、膠着状態が続いていた。GATSルー

ルについては、GATS上の交渉期限を再三にわたり延長し、引き続き議論が行われてきた。

その他特定約束委員会においては、サービスの分類の改訂、約束表の記載を行う際の指針となるスケジューリングガイドラインの改訂等について議論が行われてきた。このうち、分類の改訂については、現行の事務局分類の改訂の必要性(問題点の洗い出し等)、新サービスの取扱い等について議論がなされてきた。

(4) 経済的視点及び意義

サービス産業は、現在、多くの先進国において、 国内総生産の約6割から7割、就労人口全体の約 6割から7割を占めるに至っているなど、各国経 済の重要な要素となっている。本章の冒頭でも述 べたとおり、このような「経済のソフト化」ある いは「経済のサービス化」といった現象は、程度 の差こそあれ、開発途上国を含めた趨勢となって いる。

①生産要素の移動

サービス貿易の大きな特徴は、物品の貿易と異なり、資本、労働、技術、経営資源等の生産要素の移動を伴うことにある。つまり、サービス貿易は、供給者の消費地への移動(消費国における企業の設立による提供(資本の移動)、自然人の移動による提供)や、消費者の供給地への移動(機械の海外での修理や観光のための海外旅行等)の形態をとることが多い(もちろん、映像、ソフトウェア等の越境移動のように供給者、消費者の双方とも移動せずに国際取引が行われる場合もある)。また、物品と異なり在庫が持てないという特徴もある。

生産要素たる資本、労働力、技術、経営のノウハウ等の移動を伴うサービス貿易の増加は、異なる国の生産要素の新しい結びつきを生み、生産性を向上させる機会を生み出すが、国内経済への影響は大きく、影響の程度は、直接投資、労働の移動等その形態により異なる。

直接投資については、質的により高い競争者の 参入による場合が多く、当該国のサービス産業の 効率性の向上、消費者選択における多様性の増大 等の効果があり、サービス産業の競争及び国際分 業を促進し、消費者の経済的便益を向上させ、時 には当該国の商慣行をも変える。この場合、既存 の国内サービス産業が競争により淘汰され、雇用 市場にマイナスの影響を与える場合もあるが、新 規需要の創出、新しいサービス産業の進出の場合 には逆に雇用機会の創出につながる。

労働者の移動については、より直接的に労働市場に影響を与えることとなる。例えば、低賃金国から高賃金国への非熟練労働の移動が行われた場合においては、サービス生産者は、安価な労働力を活用することにより、より安価なサービスを提供することができることとなる。他方、これら海外からの非熟練労働は、国内の労働者と直接的に競合することになり、移動の規模によっては大きな社会的コストが生ずる可能性がある。

②サービス産業効率化の波及

サービス分野の自由化を考える場合には、金融、 運輸、通信、流通、建設、エネルギー等のサービ スが、他の産業への投入であることが多いことに も留意する必要がある。サービス産業における効 率化は、当該分野のみならず他のサービス分野や 製造業における生産の効率性にも影響を及ぼす等 波及効果が大きいので、サービス貿易の利益は当 該産業の合理化にとどまらない。このようにサー ビス貿易の自由化は、短期的には既存のサービス 提供者の一部の淘汰を伴うことはあり得るもの の、サービス消費者の厚生の向上には確実に結び つき、長期的には、当該サービスの提供者の生産 性及び競争力の向上のみならず他の生産者の生産 性及び競争力の向上に貢献する。サービス貿易の 自由化は、経済的に優れた効果があるため、規制 を要する分野においても、透明性、手続の公平性 を確保し、公平な競争条件を確保する必要がある。

2. ドーハ開発アジェンダにおけるサービス貿易自由化交渉の動向

(1) 議論の背景

①当初の交渉期限 (2005年1月1日)まで

サービスの自由化交渉(特定約束交渉)は、農業と同様に、ウルグアイ・ラウンド最終合意において次回のラウンド開始を待たずに交渉を開始することが決められたアジェンダ(いわゆる「ビルト・イン・アジェンダ」)として、2000年初めから交渉が開始されることが決まっていた(GATS第19条)。シアトル閣僚会議以降、当初は必ずしも議論が順調に進まなかったが、一年近くにわたる議論を経て2001年3月に、交渉の目的、原則、範囲、方法等を定めた「交渉ガイドライン」が策定された。

その後、2001年11月のドーハ閣僚宣言において、サービス交渉の交渉期限が他の交渉項目と同様に2005年1月1日と設定されたことにより、サービス交渉も他の交渉項目とともに包括ラウンドの中でシングルアンダーテーキング(交渉対象全分野の一括受諾)の対象として扱われることとなった。また、同閣僚宣言において、2002年6月末までに最初の貿易障壁撤廃要求(初期リクエスト)を、2003年3月末までに撤廃要求への最初の回答(初期オファー)を各国が提出することとされた。

我が国は、全加盟国に対して初期リクエストを 提出し、またウルグアイ・ラウンド以降に自主的 に自由化した分野を初期オファーに含めた。その 他、包括的な交渉提案や、海運交渉の促進を提 唱する共同提案、人の移動、最恵国待遇(MFN) 免除、エネルギー及び教育それぞれに関する交渉 提案を追加的に提出、更に、サービス貿易に係る 分野横断的なルールについては、2003年に国内 規制規律(GATS6条4項)に関する日本提案を 提出する等、積極的に交渉に臨んできた。しかし ながら、2003年3月末に初期オファーの提出期 限が到来したにも拘らず、提出国は先進国を中心 とした一部の国に止まったこと、更に同年9月に カンクンで行われた第5回閣僚会議の交渉が事実 上決裂し、当初2005年1月1日までとされた交 渉期限は事実上延期になったことにより、サービ ス交渉は停滞気味となった。

その後、2004年7月末の「枠組合意」において、2005年5月までに初期オファーを改善した「改訂オファー」を提出することが合意され、それに向けて各サービス貿易分野において交渉の進展の重要性を強調するステートメントが出されるなど、交渉再活性化に向けた動きが見られた。しかし、提出期限を過ぎても改訂オファーの提出数が伸びなかったことから、従来のリクエスト・オファー方式では十分な自由化が達成できないとして、同方式を補完するアプローチの必要性が加盟国の間で認識され、その具体的な方法として、量的目標設定、質的目標設定及び分野・モード別複数国間(プルリ)交渉の導入が議論されるようになった。

②第6回閣僚会議 (2005年12月、於:香港)以降

2005年12月の香港閣僚宣言では、(a) 質的目標として各モードについての努力目標の設定、(b) 交渉形式として分野・モード別のプルリ交渉の導入、(c) 交渉日程として、2006年2月末までに(又はそれ以降可能な限り早急に)関心国の共同リクエスト、7月末までに各国の第二次改訂オファー、10月末までに各国の最終オファーを提出すること、が決まった。

交渉がなかなか進展しない背景の1つとして、 サービス交渉自体に対する姿勢に先進国と開発途 上国との間で大きな違いが存在することが指摘されている。すなわち、一般的に金融や電気通信等 の主要サービス分野で競争力のあるサービス産業 を有する先進国は本交渉に積極的であるのに対 し、サービス産業が未発達な開発途上国側には、 先進国主導でサービス貿易の自由化交渉が進められることに強い懸念があると考えられている。そ の違いはサービス貿易の4形態についての先進国と開発途上国の関心の違いにも現れており、先進国が最も関心を有しているのは、相手国に商業拠点を設置しての貿易(=第3モード)である一方で、開発途上国にとっては人の移動(=第4モード)が最大の関心事項となっている。

香港閣僚宣言を受けて、2006年2月から3月にかけて共同リクエストが提出され、21分野の共同リクエストが出揃った(2007年に提出された観光分野を含む)。我が国は、15分野(コンピュータ関連、金融、電気通信、海運、建設、流通等)でリクエスト国、残り6分野(人の移動、越境取引等)で被リクエスト国として、全分野の交渉に積極的に参加した。

2006年7月のEU主催の非公式サービス閣僚 会合では、サービス分野の重要性が閣僚レベルで 改めて確認されるとともに、香港閣僚宣言にて同 月末が提出期限とされた第二次改訂オファーの内 容について、各国がそれぞれ検討中のオファー内 容を紹介するなど、極めて前向きな雰囲気となっ た。ただし、オファーの質やタイミングを農業分 野の進展と関連づける開発途上国もあり、実際に 期限前後に主要国のオファーが出揃うかどうかは 明らかではない状況であった。そのような状況の 中、7月下旬の農業・NAMA に係る閣僚会合の 結果を受けて、WTO 事務局長はラウンド交渉全 体を中断することを宣言し、サービス分野におけ る7月末の第二次改訂オファー提出期限も無効と なった。その後、2006年11月の非公式貿易交渉 委員会における、WTO 事務局長の各交渉グルー プ議長の下での実務レベルの交渉再開宣言を受 け、サービス分野においても、今後の進め方や第 二次改訂オファーにおける自由化内容について 協議が再開された。2007年1月、4月、9月、11 月と断続的に交渉会合が開催され、次期改訂オ ファー提出期限の再設定やそのオファーに含まれ るべき自由化内容の指針の作成等について議論が 交わされた。

③シグナリング閣僚会合 (2008年7月) の開催

2008年に入ると更に交渉は加速し、ジュネー ブでの高級実務者レベル (SOM)、大使級レベル の会合や本国首都における働きかけ・バイ交渉 も行われ、「議長報告書」の発出と「シグナリン グ閣僚会合|開催という成果が見られた。すな わち2008年2月には、サービス交渉議長が、農 業・NAMA のモダリティ合意時にサービス分野 で合意されるべきテキストの案を実質的に含む、 「議長報告書」を加盟国に提示。同年5月、7月 にそれぞれ改訂版の報告書が提示され、2008年 7月の非公式閣僚会合後に提示された同報告書に は、(a) サービスにおける野心の水準、(b) 次期オ ファーにおける自由化水準、(c) 次期オファー及 び最終約束表の提出期限(ドーハ開発アジェンダ 全体の動向次第という趣旨でブラケットが付され ている) 等が規定された。また、2008年7月の WTO 非公式閣僚会合時には次期自由化オファー の内容を予告(シグナル)する「シグナリング閣 僚会合|が開催され(我が国から経済産業大臣が 出席)、先進国・途上国問わず、多くの国が主要サー ビス分野において前向きな発言を行い、我が国産 業界の関心の高い金融、電気通信、建設、流通等 の分野において、外資規制の緩和等、市場アクセ スの拡大を約束する旨が表明され、サービス分野 での交渉の進展が確認された(会合の結果につい ては、個々の国名を明記しない形で同会合を主催 した WTO 事務局長からの報告という形で概要が 配布されている(WTO文書: IOB(08)/93))。 しかしながら、WTO 非公式閣僚会合は、主に農 産品の輸入に係る途上国向け特別セーフガード措 置(SSM)を巡って米国とインド・中国が対立し、 モダリティ合意に至らないまま決裂した。

2008年7月のシグナリング閣僚会合以降は、GATS上のルール分野の技術的議論が続けられたが、まず農業・NAMAのモダリティ合意を目指すという観点から、サービスの自由化交渉は進まなかった(この間、米国発の金融危機を受け、2008年11月には、G20首脳間で、「今後12か月

の間、投資及び物品・サービス貿易に対する新たな障壁を設け、輸出規制を課し、WTO に整合的でない輸出促進措置を講じることを自制する。」とした宣言が合意された)。

2009年7月G8サミット(イタリア・ラクイラ)での2010年中の妥結を目指す首脳合意を受け、同年10月以降、各サービス分野専門家を含めた交渉会合が開催された。しかし、リクエストと被リクエスト国の要求水準は隔たりが大きいままで、市場アクセス交渉のバイ協議については、各国とも既にやり尽くした徒労感すら見られ、シグナリング会合以降の実質的な進展は見られなかった。こうした交渉の停滞を打開するため、また、産業界に対し、サービス交渉の成果をよりわかりやすく示すため、2010年の半ば以降、例えばビジネスの実態にあわせて複数の関連分野をまとめて交渉するというクラスタリングアプローチ等、新たな交渉アプローチが提案され、推進派を中心に議論が行われた。

④バリ合意 (2012年12月) に向けて

2010 年末の APEC 横浜や G20 ソウルで表明された首脳レベルでのドーハ・ラウンド妥結へのコミットメントを受け、2011 年年初より交渉が加速化し、市場アクセス交渉について集中的に議論が行われたが、その後の他分野の交渉の行き詰まりを受け、市場アクセス交渉は再び停滞した。そうした中で、進展がみられたのは、加盟国のうち後発開発途上国 (LDC) に対する特恵供与の枠組みである「LDC モダリティ」である。(GATS は第4条3項及び第19条3項において LDC に対して特別の待遇をするものとしている。)2011 年6月、WTO 事務局長は同年12月に開催される第8回閣僚会議で先行合意を目指す9項目を提示し、その中に、サービス分野における LDC 向けの特恵制度が含まれた。

2011年に開始されたドーハ・ラウンド交渉が 10年目を迎えた2011年12月の第8回閣僚会議 においては、ドーハ・ラウンドが目指してきたシ ングルアンダーテーキングについて、近い将来での実現は困難であることを認めつつ、「新たなアプローチ」を見いだす必要性を共有し、進展が可能な分野で議論を進めることが合意された。また、LDC モダリティについて、(a)LDC 加盟国に対して、サービス貿易における特恵措置を供与することができる、(b) 具体的にどのサービス分野のどのサービス形態を特別扱いするかは特恵供与国が決定することとなる、(c) 特恵供与期間は 15 年間、等の内容が決定された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であることの共通認識が形成され、2013 年 12 月にインドネシア・バリで開催された第 9 回閣僚会議における精力的な交渉の結果、バリパッケージとして合意された。その中で、LDC モダリティについても、特恵供与の実現に向け、、LDC が関心のある分野・モードを特定したリクエストを提示した6か月後にハイレベル会合を開催すること等の運用内容が決定された。

⑤バリ合意後(ポスト・バリ)の対応

2013年の第9回閣僚会議においては、ポスト・バリの作業としてドーハ開発アジェンダ (DDA) の残された課題について12か月以内に明確な作業計画を策定することになっていた。しかし、2014年11月の一般理事会では、貿易円滑化協定の議定書の採択という大きな成果を得た一方で、サービス分野を含むポスト・バリ作業計画の期限は2015年7月末に延期された。その後も、加盟国間の意見の隔たりは埋まらず、期限の7月末を迎えても作業計画はまとまらなかった。

LDC モダリティについては、2014年7月、サービス貿易理事会に対して LDC より「LDC サービス特恵制度(ウェーバー)に関する共通リクエスト」が提出され、2015年2月、同理事会の公式会合という位置づけで、LDC サービス・ウェーバーに関するハイレベル会合が開催された。その結果、各国が LDC への供与内容を WTO 事務局

に通報することとなり、日本は2015年7月末に通報を行った。

(2) 現在の概況

2015年の閣僚会議において、サービス貿易分野に関しても何らかの成果を出すべく検討が行われ、LDCサービス・ウェーバー(サービス・ウェーバーの期限の2030年までの延長、通報された特恵を活用するための技術支援及び能力開発を行うことの奨励、未通報国の早期通報の奨励、通報済みのウェーバーのレビュー等)及び電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアム(〈コラム〉「電子商取引の議論と主要論点」参照)延長が閣僚決定に組み込まれた。

なお、サービス貿易理事会及び下部組織における最近の議論を概観すると、以下のとおりである。

- (a) サービス貿易理事会では、上記のLDCサービス・ウェーバーや、第9回閣僚会議で決定された電子商取引の作業計画、また、新たなサービス貿易協定(TiSA、下記(3)参照)などに関する議論が行われている。
- (b) 国内規制作業部会では、香港閣僚宣言において、今次ラウンドの終結までに国内規制規律(サービス提供に係る免許・資格の基準・手続等に関する国際的な規律)を策定することとされていることから、市場アクセス交渉と並行した集中的な協議の成果として、各国の対立点・論点となりうる箇所を記した注釈付き議長テキストが2010年3月14日に公表され、2011年に入り、集中的なドラフティング作業が行われたものの、規律の根幹となる重要事項について、加盟国間の立場に十分な収斂は見られなかった。現在は、主に(i)技術上の基準、(ii)地域貿易協定における国内規制、(iii) GATS6条4項に基づく規律の策定、の3点について議論が行われている。
- (c) 特定約束委員会では、主に、ビジネスや技術 の発展に伴って変わりうるサービス分類の問 題が議論されている。現在は、これまでの分

- 類に無い「新たなサービス」の分類問題に関する検討が行われており、これに関連して、クラウド・コンピューティング・サービスの性質についても意見交換が行われている。
- (d) GATSルール作業部会では、セーフガード措置、政府調達、補助金に関する議論が行われている。セーフガード措置に関しては、2014年に開始された地域貿易協定におけるセーフガード条項に関する議論が続いている。政府調達に関しても議論が継続されており、2014年11月にワーキングペーパーがとりまとめられた。補助金については、2015年1月に事務局が背景事情に関する覚え書きの改訂版をとりまとめ、数カ国の所見が示されているが、概念的な議論を深めていく必要がある。
- (e) 金融サービス貿易委員会では、金融サービス 貿易と開発、金融サービスにおける規制、技 術的問題(分類問題)などに関する議論が行 われている。金融サービス貿易と開発につい ては、「金融包摂 (financial inclusion) に関する 議論が行われており、数カ国が自国の概況を 発表したなお、GATSの第5議定書の批准状 況のモニターも続けられている(ブラジルが 未批准)。
- (f) 電子商取引作業計画(〈コラム〉「電子商取引の議論と主要論点」参照)に基づく電子商取引の議論については、2014年11月にEUが電子認証に関する提案や、EUの電子署名等の新たな規則に関するプレゼンテーションを行った他、2014年11月に米国が国境を超えた情報の流通、ローカライゼーション要求、クラウドコンピューティング等に関する提案を行った。また、台湾が、2015年6月に個人情報の保護と電子商取引の発展に関する提案を行うとともに、本件に関するワークショップの開催を提案し、同じく、2015年6月に、中国も、サービス貿易理事会において、電子商取引に関する加盟国間での情報共有をすべきとし、常設のサブ議題とする案を提案した。

一部の国からの、電子商取引作業計画に関する閣僚決定に交渉マンデートは含まれていない旨の意見も踏まえ、台湾及び中国の提案はコンサルテーションにかけられることとなった。

(3) 新たなサービス貿易協定の検討に ついて

1995年のGATS発効以来長期間が経過し、この間にインターネットの普及をはじめとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の実態も大きく変化してきていることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドは膠着し、急速な進展は見込めない状況となり、各国はEPA/FTAの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月に開催された第8回WTO閣僚会議では、①途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、②一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受けて、2012年初頭から、「新たなアプ

ローチーの一環として、有志国によるサービス貿 易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する 議論が開始された。2012年7月5日には、交渉 のモメンタムの維持・拡大、途上国等に対する透 明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、 それまでの約半年間の議論で方向性の一致したも のを取りまとめたメディア・リリース「サービス 貿易交渉の進展」が公表された(内容は下記参照)。 有志国はその後も継続的に議論を重ね、2013年6 月には、本格的交渉段階に移った。当該有志国は、 23 か国・地域(日、米、EU、豪州、カナダ、韓 国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トル コ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コス タリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、 スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及び モーリシャス (2016年2月現在)) である。

本新協定の交渉では、現行 GATS 協定以上のサービス貿易分野の自由化及び既存の FTA の成果を取り入れた、21世紀にふさわしい先進的な新協定の策定を目指している。

我が国としても、サービス貿易という重要分野での合意形成に向けて、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいく。

考 参 新たなサービス貿易協定に関するメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」(仮訳:抜粋(2012年7月5日発出))

- 過去数か月にわたって、いくつかの WTO メンバーは、サービス貿易の自由化を進展させることを目指し、これまでとは異なる交渉アプローチを模索してきた。
- WTO サービス貿易一般協定 (GATS) が強い基盤を提供している。同時に、その締結以降16年の間、サービス貿易の自由化を進めるに当たり、飛躍的な進展があった。
- 大多数のメンバーが、自主的に、あるいはWTO に通報された100を超えるサービス貿易協定を 通じて、自らの市場開放を大きく進展させた。

- これらの協定の多くは、市場アクセスおよび改善されたサービス貿易ルールの進展に関して新 生面を開いた。
- 我々は、ルールに基づいた多角的貿易体制の強化を究極の目的として、当該進展をジュネーブへ持ち帰るべき時が来たと確信する。
- 交渉に先立って必要となる協議や手続を行えるよう、サービス貿易に関する自由化レベルの高い野心的な協定の輪郭を明確にすることを目的として、我々は、予備的な議論を新たな段階に移行させる意向である。この協定は、GATSの

実績及び上記の進展を踏まえたものである。この協定は、サービス貿易に関する他の交渉で達成された自由化の実質的な部分を取り入れることを目的とする。そして、この協定の成果は多角的体制へ持ち込まれ得る。

- この協定は:
 - ◇いずれの分野や提供の態様についてもあらかじめ排除することなく、相当な範囲の分野を含んでおり、範囲において包括的であるべきであり、
- ◇交渉を通じて、実際の措置にできる限り一致

- する市場アクセスの約束を含み、市場アクセ ス改善のための機会を提供すべきであり、
- ◇交渉を通じて作成された、新しくかつ強化されたルールを含むべきである。
- 我々は、これらの目的を含む、サービス貿易自由化のための高いレベルの野心を共有する他のWTOメンバーが、我々の努力に加わることを奨励する。我々は、開発途上国の参加を更に拡大する方法、及び後発開発途上国の利益を勘案する方法を検討している。

3. 主要ケース

(1) カナダ - 自動車に関する措置 (DS139, 142)

カナダ政府の自動車に関するオートパクトを 前提とした優遇措置は、卸売サービスに関して、 GATSの最恵国待遇(GATS 第2条)及び内国 民待遇(サービス協定第17条)に違反するとし て、日本は EU とともにパネルを争った。パネル では、日本の主張がほぼ全面的に認められたが、 2000年5月に提出された上級委員会の報告書で は、本措置がサービスに影響があるとのパネル認 定については、証拠不十分としてパネルの結論を 覆している。しかし、カナダ政府は、パブリック コメントを経て2001年2月18日付で優遇措置を 撤廃する行政命令を施行した(詳細については、 第1章「最恵国待遇」カナダの自動車に関する措 置を参照)。

(2) メキシコ - 電気通信サービス (DS204)

メキシコは国際電話サービスの提供を複数の通信事業者に許可しているが、国際長距離電話サービス提供規則により「特定国との交渉に先立つ直近の6か月において、長距離電話市場で最大の

シェアを持つ長距離サービスの譲許取得者が、当 該特定国の電気通信事業運営体と清算料金につい て交渉するものとする。」と規定していた。その ため、実際は市場の6割を占める TELMEX 社が 排他的に国際清算料金 (accounting rate systems for settling interconnection rates with carriers from certain countries)の交渉を行っており、 メキシコの通信事業者は TELMEX 社が交渉した 料金を適用することになっていた(同一計算料金 制度)。米国は、このようにして設定された国際 電話の終点における清算料金は、コストに基づく ものではなく、また、独占交渉制度や同一計算料 金制度は、非合理なものであり、主要なサービス 提供者による反競争的行為を許すものであるとし て、メキシコが約束している参照文書(「反競争 的行為の防止」、「確保すべき相互接続」)に反す ると主張するとともに、外国企業が専用線を利用 して電気通信サービスを提供することを禁ずるメ キシコの措置は、専用線についての合理的な条件 でのアクセスを確保するべきとした GATS の「電 気通信に関する附属書」上の義務にも反するとし て、2000年8月に協議要請を、また同年11月に パネル設置要請を行った。その後 2002 年 4 月 17 日に正式にパネルが設置され、我が国も本パネルに第三国参加したところ、2004年4月、パネルはメキシコのGATSの「電気通信に関する附属書」違反を認め(なお、外国企業による専用線を利用したサービス提供の禁止措置について、メキシコは第3モード(拠点設置)の自由化を約束していたが、第1モード(越境取引)の自由化については約束していないため、第1モードでのサービス提供を禁止することは協定違反にはならず、第3モードでのサービス提供を禁止した部分についてのみ協定違反とされた。)、加盟国にパネル報告書が配布された。この結果を受けて、メキシコは2004年8月に新しい国際長距離電話通信規則を発表し、同年6月の米墨間合意を実行した。

(3) 米国 - 賭博サービス (DS285)

米国はオンラインの賭博サービスについて規制 をしている。2003年3月、アンティグア・バー ブーダが米国によるオンラインの賭博サービスの 提供についての規制を、米国が行った娯楽サービ スについての自由化約束(第1モード(=越境取 引) について「制限なし」) に反し、GATS 第16 条(市場アクセス)、第6条(国内規制)、第11 条(支払い及び資金移動)及び第17条(内国民 待遇) に違反しているとして、WTO 上の協議要 請を行った。同年6月、アンティグア・バーブー ダはパネル設置を要求し、パネル審理を経た結果、 パネルはアンティグア・バーブーダの主張のうち、 米国の GATS 第16条違反を認め、2004年11月 に加盟国にパネル報告書が配布された(パネルは その他の条項に対する違反については判断をしな かった)。これを受けて両当事国は2005年1月に 上訴し、同年4月、上級委員会は改めて米国の第 16条違反を認定した。

その後、米国が勧告実施のために採った措置の 有無及び GATS との整合性について当事国間で 意見の相違があったため、DSU 第 21.5 条に基づ く履行確認パネルが設置。審理の結果、米国が勧 告を実施していないとのパネル報告書が 2007 年 3月30日に配布、5月22日にDSBで採択された。これを受けて、同年6月21日、アンティグア・バーブーダはDSU第22.2条に基づき対抗措置の承認を申請(GATS及びTRIPS協定に基づく譲許その他の義務の停止)したが、同年7月23日の米国の要請を受けて、対抗措置の規模について仲裁への付託が行われた。同年12月21日に、対抗措置の規模は大幅に減額(アンティグア・バーブーダの主張する年間34億4,300万米ドルから、年間2,100万米ドルに減額)されたものの、アンティグア・バーブーダのTRIPS協定に係る対抗措置を認める仲裁人の報告が出された。

一方、米国は同年5月8日、GATS第21条に基づき、賭博サービス(gambling and betting services)を約束表から除外する修正手続を行う旨、加盟国に通知。関係国は自国の利益が本通報提案によって影響を受けうる場合、当該影響を受ける国からの要請に基づき、米国との補償交渉を行うことができるが、米国との間で協議が整わなかったとして、アンティグア・バーブーダ及びコスタリカは2008年1月、必要な補償についての仲裁判断を要請した(その後、コスタリカは米国の補償提案内容に合意し、事務局に交渉完了・裁定中断を通知した。アンティグアと米国の仲裁手続は合意の上中断されている)。

なお、上記仲裁人の報告発出以来、アンティグア・バーブーダは、問題の解決を図って事務局長のあっせんを求めていたが、2012年12月13日、DSBに対し、DSU22.7条に基づき、TRIPS協定上の譲許その他の義務の停止に対する承認を求めた。

(4) 中国 - 出版物・音響映像娯楽製品 の貿易権・流通サービス (DS363)

中国はWTO加盟に当たり、加盟後3年以内に、 外資企業に対して出版物(本、新聞等)、音響映像製品(CD、DVD等)に係る輸入・流通業への 従事を認めることを約束したが、依然として同事 業の主体を中国国営企業及び中国資本が過半数を 占める企業に限定している。2007年4月、米国は、中国の著作物に係る輸入・流通規制について、知的財産権制度問題(DS362)と同じタイミングで、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を実施した。その後、二国間協議では解決に至らず、同年10月に米国がパネル設置を要請。11月のWTO紛争解決機関会合でパネルが設置された。

2009年8月、パネルは、GATSに関し主として次の4点を第17条(内国民待遇)違反と認定した。

- ①中国はGATS上、流通(卸売)サービスの第 3モード、内国民待遇を制限なく約束している 一方、中国に存在する外資企業が実質的に輸入 出版物の流通に従事できないこと。
- ②中国は流通(卸売、小売)サービスの内国民 待遇を制限なく約束しているにもかかわらず、 masterdistribution(master distributor: 出 版物を販売しようとする際、排他的出版権者 (master distributor)の承認が必要となる流通 形態)への外資企業の従事を禁止していること。
- ③出版物の卸売業に従事する際の外資事業者のみに課す差別的な最低資本要件、操業期間制限。 (なお、出版物の電子的形態での流通への外資企業の従事を禁止する措置についても、GATS第17条違反を構成しうるとパネルは判断したが、米国は外資企業が電子的形態での流通に従事できないという点について立証が不十分としてこの点についての主張は退けた。)
- ④中国は約束表の中の「音響映像サービス」項目下で「音声記録製品配給サービス(Sound recording distribution services)」を約束しているところ、これには非有体物としての音声記録製品の流通、特にインターネット等の技術を用いた電子的形態での流通も含まれるものと解釈されるにもかかわらず、外資事業者に音声記録製品の流通、特にインターネット等の技術を用いた電子的形態での流通への従事を認めないこと。

さらに、パネルは、中国が外資企業者による、

録画像の配給サービスへの合弁出資を出資比率の制限なく認めているにもかかわらず、ビデオやDVD等の音響映像娯楽製品(Audiovisual home entertainment products)の流通について、外資過半出資形態を認めていない措置に関し、GATS第16条及び17条に違反するとした。(なお、中国は、Sound recording distribution servicesに電子的形態での流通も含まれるというパネルの判断について上級委員会に上訴を行ったが、上級委員会はパネルの判断を支持した。)最終的に2009年12月に中国の協定義務違反が確定し、DSB勧告の履行措置期間は2011年3月19日とされた。

その後、中国は、2012年2月22日のWTO紛 争解決機関会合において、DSB 勧告を大部分履 行したこと及び米中両国が2012年2月18日に紛 争解決に向けた覚書に合意したことを表明した。 同年5月9日に、米中両国が紛争解決機関議長宛 に発出した共同コミュニケーションによれば、同 覚書の内容には、中国政府が定める外国映画の年 間配給制限枠(利益配分方式での輸入の承認)の 20本とは別に、IMAXや3Dなどの高精細な映 画の輸入を少なくとも年間14本認めること、中 国での映画の興行収入に関し、映画のプロデュー サーに対する収益配分を25%に引き上げること、 外国映画の配給に関し、民間企業を含む中国企業 の参入も認められるようにしていくこと、米中両 国は、5年後に覚書の主要な要素について協議を 行い、中国の DSB 勧告の問題を議論すること等 が含まれている。同年5月24日のWTO紛争解 決機関会合において、中国は、DSB 勧告を全て 履行したと表明した。一方、米国は、米中両国で 合意した覚書は、重要な進展を示すものではある が、最終的な解決ではないと表明している。

我が国としては、米中両国の動向に留意しつつ、中国の関連法制度の改正動向や施行状況等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

(5) 中国 - 電子決済サービスに関する 規制 (DS413)

中国政府は、国内での元建て取引のための電子 決済サービスを銀聯(チャイナ・ユニオン・ペイ) に独占させるべく各種の措置を実施しており、米 国はこれらの制約が、中国のサービス約束表に おける市場アクセス原則(GATS16条)及び内 国民待遇原則(GATS17条)に違反するとして、 2010年9月15日に中国に対してWTOにおける 協議要請を行い、2011年3月25日にパネルが設 置された。日本は第三国参加している(その他、 豪州、エクアドル、EU、インド、グアテマラ、 韓国が第三国参加。)。

米国によれば、中国では、外国企業が独自の支払いネットワークを築いて電子決済サービスを提供したり、現地通貨(人民元)での取引を行ったりすることができない。したがって、外国企業は、中国のオペレーターとジョイントベンチャーを組み、中国の独占支払ネットワーク(銀聯:チャイナ・ユニオン・ペイ)を通じて支払いを行わなければならないとされている。米国は、これらの規制は、2006年12月11日までに外国金融機関に対し全ての支払い及び送金のサービス(クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カードを含む)の提供を外国通貨及び現地通貨について認めると合意した中国のWTO加盟時の約束に一致しないものであると考えた。米国が問題視している主な措置は以下の通り。

- ①国内での元建て取引のための電子決済を行う際 に銀聯の使用を義務付け、又は中国銀聯会社を 唯一の電子決済サービスの供給者として確立す ること(銀聯を通じた元建て決済の義務化)。
- ②カード発行会社に対し、中国で発行されるペイメントカード(銀行カード、クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード等)には銀聯ロゴを貼付するように義務付けること。また、ペイメントカード発行者は銀聯システムへのアクセスを備えていなければならない。
- ③すべての ATM 等において銀聯ロゴを貼付し、

そしてそこで銀聯カードが使用できるように義 務付けること。

- ④アクワイアラー(加盟店契約業者)に対し、銀 聯ロゴを掲示すること及び銀聯ロゴの貼付され たすべてのペイメントカードを受け入れるよう に義務付けること。
- ⑤銀聯カード以外のカードを使用した地域間・銀 行間取引を禁止していること。
- ⑥中国で発行された銀行カードを使用したマカオ・香港でのあらゆる元建て取引及びマカオ・香港で発行された銀行カードを使用した中国国内でのあらゆる元建て取引は銀聯を通じて行うように義務付けること。

上記のような措置が中国のWTO加盟時の約束に 違反しているといえるか否かは、まず、電子決済 サービスの提供や現地通貨取引がWTOサービス 分類上で、どの分類に属すると解されるかによる。

米国は、当該サービスは、「すべての支払及び送金のサービス(クレジット・カード、チャージ・カード及びデビット・カードを含む)」に該当し、「すべての支払及び送金のサービス(クレジット・カード、チャージ・カード及びデビット・カードを含む)」については、中国はWTO加盟時の約束表で、市場アクセス及び内国民待遇を与えると約束していると主張している。

中国は、外国企業に対し、人民元銀行カード及び決済市場を開放することについて約束はしておらず、当該サービスは、金融サービスに関する附属書の「金融資産(有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む)のための決済及び清算のサービス」に分類されると主張している。

パネル報告書は2012年7月16日に加盟国に配布され、米国・中国のいずれからも上級委に付託する旨の申立てがされずに、同年8月31日のDSB会合で採択された。

パネルは、第一に、中国の約束表その文言について通常の意味及び文脈・協定の目的を踏まえて解釈し、「すべての支払及び送金のサービス(クレジット・カード、チャージ・カード及びデビッ

ト・カードを含む)」に電子決済サービスが該当すると認めた。

第二に、パネルは、米国が主張する上記①~⑥ の措置が存在するかどうかを検討し、②、③、④ 及び⑥の措置の存在を認定したものの、①及び⑤ については、米国が指摘する各法律文書を検討しても、元建ての電子決済取引について、銀聯を唯一のサービス供給者として確立したり、それ以外のサービス供給者の使用を禁止したりするものではないとして、そのような措置の存在を認めなかった。

第三に、パネルは、⑥の措置については、一定の取引について銀聯を独占サービス供給者とするものとして、サービス提供者の数の制限を禁じるGATS16.2(a)条に違反すると判断した。

第四に、パネルは、②、③及び④の措置については、他の加盟国の同種の電子決済サービス供給者を銀聯より不利に扱うものであるとして、GATS17.1 条に違反すると判断した。

以上のパネル報告書を受けて、米国と中国は、 その履行のための期間をパネル報告書の採択の 日(2012年8月31日)から11か月、すなわち、 2013年7月31日とすることを合意した。

(6) アルゼンチン - 金融サービス (DS453)

アルゼンチンが所得・利益税法に基づき、様々な措置を特定国に対してのみ適用していることについて、パナマは、それらの措置が、GATS上の最恵国待遇(2条)、支払い及び資金移動(11条)、市場アクセス(16条)及び内国民待遇(17条)、またGATTのいくつかの規定にも違反しているとして、2012年12月12日に協議要請を行い、翌2013年6月25日にパネルが設置された。この紛争は、租税に関する透明性確保の目的によりアルゼンチンと情報を交換しない国・地域(「非協力国・地域」)からのサービス及びサービス提供者に対して主に課される金融、税制、外国為替及び登録措置に関するものであり、具体的には、

- ① 支払利子や報酬に関する源泉徴収税
- ② 財産の不当な増加の推定
- ③ 移転価格に基づく取引価格の評価
- ④ 支出の配分のための支払受取ルール
- ⑤ 再保険サービスに関する要件
- ⑥ アルゼンチンの資本市場へのアクセスのための要件
- ⑦ 支店の登録要件
- ⑧ 外国為替認可要件

の8つの措置が議論の対象となった。

2015 年 10 月 27 日に加盟国に配布されたパネル報告書における判断の概要は次のとおり。

第一に、パネルは、①~⑧の全ての措置が、アルゼンチンが、非協力国・地域のサービス及びサービス提供者に対し、協力国・地域の同種のサービス及びサービス提供者に比して不利な待遇を与えていることを理由に、GATS2.1条の最恵国待遇違反であると認めた。

第二に、パネルは、②③④の措置については、アルゼンチンが、特定の約束を行っている関連サービス提供及び態様において、非協力国・地域のサービス又はサービス提供者と比較して、アルゼンチンの同種のサービス又はサービス提供者にとって有利な競争条件にしていないことを理由に、GATS17条の内国民待遇違反ではないと認めた。

なお、パネルは、パナマがによる⑤の措置に関する市場アクセスの主張については、(1)サービス提供者の数の制限(GATS 16.2 (a)条)に関しては、⑤が本条項の対象外であること、(2)GATS 16.1条に関してはパナマ側が一応の主張立証ができなかったことを理由に棄却した。

また、パネルは、アルゼンチン側の主張について、第一に、①②③④⑦⑧の措置について、アルゼンチンが協力国と非協力国を指定することにより生じるゆがみは、恣意的な差別を禁じるGATS14(c)条柱書きの趣旨に合致しないことから、同条により正当化されないと判断した。

第二に、パネルは、⑤⑥の措置は、信用秩序維

持(プルーデンス理由)を目的とする措置であるとしたアルゼンチンの主張に対して、措置と信用秩序維持目的との間に合理的な関連性が認められず、「信用秩序の維持」のために取られた措置と言えないため、結論として金融サービス附属書のパラ2(a)によって正当化されないと判断した。

さらに、パネルは、アルゼンチンによる GATS14(d)条に拠る抗弁については、②③④ の措置がそもそもGATS17条の内国民待遇規定 に不適合であるといえないとしたことから訴訟経 済を行使し、判断しなかった。

このパネル報告書を受け、2015年10月27日、パナマは上級委員会に上訴をDSBに通知し、またアルゼンチンも、2015年11月2日に反訴を通知した。GATS2.1条、17条における「不利でない待遇」とは何を意味するか、またGATS14(c)条の「この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するための措置」とは何か等、パネルにおける判断の大半が争点とされているようであるが、2016年2月末時点で上級委員会報告書は未公表である。

電子商取引の議論と主要論点

- ※ EPA における電子商取引章含めた電子商取引 全般のルールについては第 III 部 7 章電子商取 引の項参照
- ① WTO における電子商取引に関する主要論点

WTOでは、電子商取引について、新しい取引形態であること、国境を越える取引を伴うことが多いこと等から、WTO協定との関係について議論が進められている。具体的に検討の対象となっている主な論点は以下のとおりである。

a. デジタルコンテンツの協定上の取り扱い

電子商取引は、財、サービスの流通構造に大きな 変革をもたらしてきたが、この商形態をWTO協定 上どう取り扱うかについての決着はついていない。

まず、いわゆるデジタルコンテンツの分類問題が 議論されてきている。デジタルコンテンツを売買す る際、その代価は物の購買料か、サービスの対価か、 知的財産権の使用料かという分類いかんにより、適 用されるべき規律が異なってくる。また、本質的に 同じモノが物理的に流通する場合とネットワーク上 で流通する場合とで差別的な取り扱いがある場合は、 貿易歪曲効果を生じさせるとの指摘もなされている。

本件について EU は、デジタルコンテンツの提供はサービスの範疇に含まれ、サービスの提供を

規律する GATS が適用されるべきであり、提供の 手段が、例えば放送サービスによる場合と電子商 取引による場合とで差を設けるべきではない(技 術中立性を保つべき)と主張している。

我が国の立場は、デジタルコンテンツがキャリ アメディアに記録されて越境取引される場合に GATT の規律対象になるケースにおいては、同様 のデジタルコンテンツが仮にインターネットを通 じて配信される場合にも、GATT に適用されるよ うな、最恵国待遇、内国民待遇の原則が適用され ることが不可欠であるというものである。米国も 同様に、デジタルコンテンツに適用される規律は、 GATTかGATSかという狭い議論ではなく、電 子商取引の発展という目的に適うことが重要であ り、現在与えられている市場アクセスの程度を後 退させるような決定を行うべきではないと主張し ている。このような観点からは、EUの「電子商取 引に GATS の規律のみを適用すべき」との主張は、 GATS の 155 分類のサービス分類中、特に映像・ 放送サービスに係る文化的理由を付した最恵国待 遇免除登録及び市場アクセス・内国民待遇に関す る留保を、電子商取引に適用することを狙うもの ではないかとの懸念を有している。デジタルコン テンツの概念についてはなお整理が必要であるが、

電子商取引の推進のためには、内国民待遇、最恵国待遇等のWTOの基本原則の適用が最大限確保されるべきである。

b. 電子送信に対する関税賦課問題

従来、CD-ROM等の媒体に格納され、モノの形で取引されてきたデジタルコンテンツがオンライン上で取引された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるという問題がある。また、電子送信行為を課税の対象とし、送信量(通信ログ等により算出)に基づき課税しようとしても、デジタルコンテンツそのものの価値と送信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテンツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が生ずる。

このように、電子送信に対する関税賦課には技術的な問題があることに加え、電子商取引の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があるとの観点から、インターネット取引に関税を賦課すべきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高まってきた。

その結果、1998年の第2回WTO閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が合意され、その中に、「次期閣僚会議(1999年)まで電子送信(electronic transmission)に対する関税を賦課しないという現在の慣行を継続する(関税不賦課のモラトリアム)」旨記載された(なお、物品の配送が物理的に行われる場合には、通常の取引同様関税賦課の対象となる)。

この関税不賦課のモラトリアムの取り扱いについては、1999年の第3回WTO閣僚会議が決裂した結果、合意がない状態が続いていたが、2001年11月のカタール・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において、第5回閣僚会議までの延長が宣言された。しかしながら、その後、2003年9月のカンクンでの第5回閣僚会議が決裂し、この関税不賦課のモラトリアムは延長されていなかったが、

2004年7月末の一般理事会合意により2005年末の香港閣僚会議までモラトリアムは延長されることで合意された。その後、第6回WTO香港閣僚会議(2005年12月)、第7回閣僚会議(2009年12月)、第8回閣僚会議(2011年12月)、第9回閣僚会議(2013年12月)、第10回閣僚会議(2015年12月)においても、次回閣僚会議までのモラトリアムの継続が決定された。

【参考】電子的に配信されたサービスに対する付加価値税(VAT: Value Added Tax)

インターネット等を通じて国外事業者からデジタルコンテンツ等のサービス提供を電子的に受ける場合、当該サービス提供に関する付加価値税(Value Added Tax、以下「VAT」)が課されないとすると、国内事業者から同様の電子的サービス提供を受ける場合にVATが課されることに照らして、国内外の事業者間の競争条件にゆがみが生じることとなる。この点についてOECD租税委員会は、1998年にオタワ電子商取引会議において、越境取引に関しては消費が行われた国によるVAT課税に服するべき旨の基本的枠組みを発表し、これを踏まえた勧告を2003年に公表している。

EUでは、理事会指令(2006/112/EC)の下、EU域外の事業者とEU域内の消費者との間でデジタルコンテンツの取引が行われる場合、域外事業者は消費者の移住地に従ってVATを価格に上乗せし、登録した国に納税することとされている。域外事業者は、サービス提供を行う全ての加盟国でVAT 登録を実施し、各国でVATの申告納税を行うこともできるが、VAT 登録した加盟国1か国を通じて各加盟国に納税を行うMOSS(ミニ・ワン・ストップ・ショップ)制度を利用することができる。

日本では、インターネット等を通じたサービスが国内事業者から提供される場合には消費税が課される一方、国外事業者から提供される場合には不課税とされる状況にあったが、2015年10月に施

行された消費税法改正により、後者についても日本の消費税が課されることとなった。日本国内の消費者に対してインターネット等を通じたサービス提供を行う国外事業者は、日本の税務署に消費税の申告納税を行うこととされている。

c. 財政的インプリケーション

(Fiscal implications of ecommerce)

電子商取引には、生産・消費がなされた場所の 把握が困難であり、伝統的な国家の徴税管轄の概 念と実態とをどう調和させるかという問題がある。 特に開発途上国からは、電子商取引の発展により、 課税面での国家の歳入が減少するのではないかと の懸念が表明されている。開発途上国の理解を得 るためにも、電子商取引の振興を図ることによっ て国家経済全体に与えるプラスの効果と、課税面 で国家の歳入に与えるマイナスの影響等につき更 なる検討が必要である。

d. 我が国の取組

電子商取引の更なる発展と国際的に調和された環境整備のための具体的なルール作りの重要性に鑑み、我が国はWTOの場において積極的に議論に参加してきた。具体的には、経済産業省(旧通商産業省)は、電子商取引とWTOを巡って今後検討が必要な論点を示し、議論を提起することを目的として、2000年6月に通商産業省第1次提案、同年10月に第2次提案を、更に2001年6月に経済産業省提案を公表した。

提案の概要は以下のとおり。

一基本的考え方

電子商取引は、これからの世界経済において、国際的な情報格差を解消し、世界的な「eQuality」を実現するための新たな力強い手段である。ここで挙げた「eQuality」には、情報化社会に生きる人々にとって、「公平性(equality)」や、「生活の質(quality

of life)」の確保が必要不可欠であるという、強い信念が込められている。この「eQuality」の確保を課題とした本提案の思想は、2000年7月の九州・沖縄サミットで発出されたIT憲章及び2001年1月に施行された高度情報通信ネットワーク形成基本法(IT基本法)の理念とも呼応するものとなっている。

また、本提案においては、3つのバランスの確保 が念頭に置かれている。

第一は、企業及び消費者双方の利益のバランスである。すべての国が等しく情報化社会の「eQuality」を確保するにあたっては、企業活動が消費者の利益を損なうことがないよう、加盟国が消費者及び産業界双方の利益を考慮した上で、政策を着実に実施することが求められる。

第二に、先進国と開発途上国のバランスある発展が挙げられる。まずは信頼性が高く安定したネットワークを全世界的なレベルで確保し、先進国・開発途上国双方において電子商取引の発展する機会を与えることが重要である。更に情報社会への移行に向け、自由化と円滑化を進めるだけでなく、社会的、文化的事情をも考慮しつつ、一貫性を持った環境を作ること、キャパシティ・ビルディングによる開発途上国双方にとっての「eQuality」の確保につながる。

そして、第三に、自由化とルールのバランスの確保である。ネットワーク経済においては各国の自由化によって、企業は国際的な活動の幅が広がり、経済活動が活発化する。一方で、情報経済においては、グローバル企業による国際的な寡占状態が発生しやすいと指摘されており、自由化後の市場において、公正な競争が行われることが、自由化のメリットを享受する必要条件となる。また、活力あるサイバー空間の構築のためには、誰もが安心して参加できるような市場環境の整備に向けたルール作りが不可欠である。電子商取引の自由化の促進と必要な消費者保護、信用秩序の維持等についての法的環境とのバランスを考慮すべきである。

一本提案で提起した主な具体的論点

・電子商取引委員会の設置

更に検討を進めていくために、一般理事会の下に電子商取引委員会を設置することを提案。同委員会では、各理事会における交渉の進捗のマンデートをフォローしながら適宜ガイダンスを行うとともに、自らも各理事会のマンデートを超える分野 横断的問題を中心として検討作業を行う。

・電子商取引関連分野の自由化

国境を越えて行われる電子商取引は、通信、決済、物流等の関連サービスが国境を越えて提供されることによって行われるものであり、これらの関連サービスの市場アクセスの確保が不可欠である。国境を越えて行われる電子商取引に密接に関連するサービス貿易の自由化の促進の観点から、我々は交渉を円滑に進める上で適切な範囲のサービスを「電子商取引クラスター」とすることを支持する。

・国内規制原則

電子商取引の発展によって、企業による複数国への参入が容易になった反面、各国国内規制の問題が顕在化している。各国が政策目標を実現するために導入した様々な国内規制が、国境を越えた電子商取引を阻害し、貿易制限的効果を有する場合がありうる。電子商取引の更なる発展のためには、各国で行われている国内規制を必要最小限のものとして統一することが望ましい。電子商取引に関する国内規制原則として、客観性・透明性・必要(最小限)性が担保されるべきであり、この他に追加されるべき原則とこれらの原則の判断基準の策定に向けて検討すべきである。

・開発途上国へのキャパシティ・ビルディング

電子商取引の発展の恩恵が開発途上国にも均霑されるために、WTO及びメンバー国にできる開発途上国支援を検討する。具体的には、技術協力、インフラの整備、緊密な政策対話による情報・経験の共有、APEC等の地域的枠組みを利用した協力などが考えられる。

② WTO における検討の経緯

WTO における電子商取引に関する検討の経緯を まとめると以下のとおりである。

a. 第2回 WTO 閣僚会議における作業計画策定 の決定(1998 年 5 月)

1998年5月にジュネーブで行われた第2回 WTO 閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言では、電子商取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定が決定されるとともに、電子送信に対する関税不賦課原則について合意がなされた。

b. 作業計画の策定と下部機関における検討 (1998年10月~1999年7月)

ジュネーブでの閣僚宣言を踏まえて1998年10月に電子商取引に関する作業計画が策定された。 以後、サービス理事会、物品理事会、TRIPS理事会、貿易と開発委員会の4下部機関における検討が1999年7月まで行われ、その検討結果が一般理事会に報告された。

c. 電子商取引作業計画の中断と再開 (1999年12月~2000年12月)

1999年12月のシアトル閣僚会議が決裂した後、電子商取引作業計画は事実上休止していた。しかし、技術革新の早い分野における電子商取引関連セクターの自由化、ルール策定を求める声は閣僚会議決裂後も引き続き高く、シアトル閣僚会議から約半年後の2000年7月の一般理事会において、電子商取引作業計画の再開が決定された。その後、下部機関での検討が進められる中で、電子商取引を巡るWTO上の諸問題の多くは分野横断的視点からの検討が必要であるとの認識が、日本をはじめ各国の間から生じてきた。そこで、電子商取引がWTO上の規律に与える様々な影響(モノ、サービス、知的財産等の貿易に対する影響)を幅広く

理解するために、電子商取引に関して分野横断的 な検討を行うべく作業部会の設置が検討された。

2001 年 6 月 に電子商取引特別会合(dedicated discussion on e-commerce)を開催し、専門家による分野横断的課題の集中的な討議を行うことが決定された。

d. 第4回 WTO ドーハ閣僚会議(2001年11月)

第4回WTO閣僚会議において、第5回閣僚会議までの関税不賦課のモラトリアムについて合意がなされるとともに、電子商取引作業計画を継続し、計画を更に進めるために適切な枠組み(institutional arrangements)を作ることを検討すること、そして第5回閣僚会議に検討の進捗状況につき報告を行う旨が宣言された。

e. ドーハ閣僚会議以降の動き

ドーハ以降、電子商取引に関する検討は、引き続き一般理事会の下の電子商取引特別会合を中心に行われた。第2回会合(2002年5月)以降も引き続き分類問題について議論がなされたほか、財政的インプリケーションについても議論が行われた。我が国からも開発に関してIT協力を紹介するペーパーを提出し、本件に関する積極的貢献を行った。この他、2002年4月に貿易と開発委員会でセミナーが開催されたこともあり、開発途上国の関心が寄せられた。これらの結果、電子商取引推進の重要性について開発途上国の理解を徐々に得るに至った。

また、米国は、電子商取引の更なる発展のためにいくつかの基本的な原則(自由な取引環境の確保、市場アクセスの拡大、関税不賦課モラトリアムの恒久化等)について加盟国間で合意を目指すことを提案し、先進国からは概ね支持が得られた。

2004年7月のWTO一般理事会では、2003年9月に第5回WTOカンクン閣僚会議で合意される予定であった関税不賦課のモラトリアムについて、第6回WTO閣僚会議まで延長することが決まった。

f. 第6回 WTO 香港閣僚会議(2005年12月)

第6回 WTO 閣僚会議において、次回閣僚会議までの間、電子送信に対して関税を課さない現在の慣行を維持することが宣言された。また、電子商取引作業計画に基づく検討作業が未だ完了していないことに留意し、開発関連事項及び電子ソフトウェアの貿易上の取扱等に関する議論を再活性化することが合意された。

g. 第7回 WTO ジュネーブ閣僚会議 (2009年12月)

香港閣僚会議以後、WTOの定例閣僚会議が開催されていなかったため、関税不賦課のモラトリアムはその後も継続されていたが、2009年の閣僚会議時には、主にキューバが、途上国が電子商取引の恩恵を十分に受けていないと主張、いたずらにモラトリアムを継続することに反対した。一方で、途上国の中にはモラトリアムの恩恵を受けているとし、モラトリアム延長を推進する加盟国も存在したことから、当面は2011年に開催される次回閣僚会合までモラトリアムを延長することが合意された。電子商取引作業計画に関しては、作業を精力的に再活性化させること、一般理事会が作業計画の進捗の定期的レビューを行うこと、作業計画は基本的なWTOの原則や電子的に送信されたソフトウェアの貿易上の取り扱いに関する議論を含むこと等が合意された。

h. 第8回WTOジュネーブ閣僚会議(2011年12月)

第8回 WTO 閣僚会議において、関税不賦課の モラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが 合意された。電子商取引作業計画に関しては、イ ンターネットのアクセス性の向上の観点から、開 発途上国、とりわけ後発開発途上国に対する特 別の配慮をもって作業計画の再活性化を継続させ ること、零細・中小企業による電子商取引へのア クセスについても調査すること、一般理事会が作 業計画の進捗状況を評価し、次回閣僚会議におけ る何らかの勧告について検討するための定期的レ

ビューを行うこと (2012年7月及び12月並びに 2013年7月の会議において)等が合意された。

i. 第9回 WTO バリ閣僚会議(2013年12月)

第9回 WTO 閣僚会議において、関税不賦課の モラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが 合意された。電子商取引作業計画に関しては、積 極的な作業の継続、WTOの基本原則(非差別性、 予見可能性及び透明性を含む)の遵守、開発途上 国(とりわけ後発開発途上国)や電子商取引への 接続が少ない国に対して特別な配慮をしつつ、電

子商取引の適用を進展させること、零細・中小企 業による電子商取引へのアクセスについての調査 の継続、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期 的レビューを実施すること等が合意された。

i. 第 10 回 WTO ナイロビ関僚会議(2015 年 12 月)

第10回 WTO 閣僚会議において、関税不賦課の モラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが 合意された。電子商取引作業計画の継続と、次回 閣僚会合までに、一般理事会が作業計画の進捗状 況の定期的レビューを実施することも合意された。

▶★ 情報通信技術(ICT)サービス通商原則

EPA / FTA の電子商取引章 (詳細は第 III 部 7 章電子商取引の項参照)と電気通信サービス章に 規定されている約束内容を一般化した上で、理念 を整理した原則であり、合意した内容に法的な拘 東力はないが、「国際通商交渉を通じて理念を第三 国に広めること」を狙いとしている。2011年に米 国と EU 間で合意された後、その後、2012 年には、 日本と米国の間で合意された。

「米 EU・ICT サービス通商原則」(2011 年 4 月 4 日公表、2011年7月にWTOサービス貿易理事会 で共有(S/C/W/338)) は、米国通商代表部が欧州 委員会との間で合意した初めての ICT サービス通 商原則である。他の国々との協力の下、ICT ネッ トワークとサービスの世界的な発展を支援し、サー ビス・プロバイダが対等な立場で相手国の同業者 との競争を可能にすることを目的としている。

「日米 ICT サービス通商原則 | (2012 年 1 月 27 日公表)は、「日米経済調和対話 | の枠組みにおい て策定された。規制の透明性の確保、ICT サービ スにおける貿易の促進に係る考え方を共有し、共 同して他国にその内容を働きかけることを目的と している。米EUに2項目が追加され、12項目か ら構成されている。

両原則の内容を、比較すると(図表12-2-7 参照)、共通する10項目については、ほぼ差異は 見当たらないものの、米EUの前文では、文化多 様性の向上に向けた公的基金や助成を原則の例外 として明示していることから文化多様性を重視す る姿勢が強く反映されている。

ICT サービス通商原則や EPA / FTA (電子商 取引章) の策定に当たっては、各国が採用する個 人情報保護やプライバシー保護の政策が、「国境を 越える情報流通」「現地基盤」、「現地拠点」と対立 することが予想される。

国境を越えた自由な情報流通を確保すべきとの 考え方は、個人情報保護の措置が不十分な国への 個人情報の移動を制限して、自国民のプライバシー 保護レベルを確保する政策とは相容れない。同様 に、現地基盤設置要求の禁止は、自国民の個人情 報が外国へ持ち出されないようにするために、個 人情報を取り扱う事業者に対して自国内にデータ センターを設置するよう要請するプライバシー保 護政策の採用を困難にする。

ICT サービス通商原則は、前文においてプライ

バシー等を保護する政策や立法を対象外としているが、原則に明記された項目との間でどのようにバランスをとるかは明確ではない。個人情報を人権と捉え法律で保護する欧州は、1995年にEUデータ保護指令を採択し、十分な保護レベルを持たない第三国への個人情報移転を制限しており、個人情報保護を消費者保護の一環として対応する米国の間で、その最適なバランスの見解は大きく異なっている。統一的な個人情報保護法を持たない米国へのデータ移転が制限されることから、米国EUは2000年に、米欧間のデータ移転を認める「セーフハーバー協定」に合意し、欧州市民の個人情報の米国への移転を行ってきた。しかしながら、スノーデン事件を契機に米国政府による個人情報の

大規模監視を問題視する訴えが起こされ、セーフハーバー協定の合法性が問われることとなった。2015年10月、欧州司法裁判所より、「セーフハーバー協定」を無効とする判決がなされたことから、欧米政府間でセーフハーバー協定の見直しに向けた協議が加速し、2016年2月には、米国企業の個人情報保護義務の強化、米国政府が情報にアクセスする際の必要性要件と手続きの明確化等を盛り込んだ新たな情報移転の枠組みである「プライバシーシールド」が合意された。EU 以外でも、ロシアや中国で国内のサーバにデータを保管する規制の導入が広がっており、グローバルな情報流通の拡大に伴い、通商交渉における重要なテーマとなりつつある。

<図表 12 - 2 - 7 > ICT サービス通商原則の比較

		日米 ICT サービス通商原則	米 EU・ICT サービス通商原則
	発表	2012年1月27日	2011 年 4 月 4 日
	趣旨	米 EU と同内容。	両国間の経済関係や第三国との貿易交渉にお いて本原則の実施を推進する。
前文	例外	WTO における政府の権利/義務や GATS の例外規定を妨げない。 知的財産権の保護、医療情報を含むプライバシー保護、個人情報や商業上の情報の機密保護のための政策目的や立法を妨げない。 金融サービスを対象としない。	WTO における政府の権利/義務や GATS の例外規定を妨げない。 知的財産権の保護、プライバシー保護、個人情報や商業上の情報の機密保護、文化多様性の向上(公的基金や支援を含む)のための政策目的や立法を妨げない。 金融サービスを対象としない。
	運用	本原則の実施と利用について議論し適宜改良 や拡大をする見地から1年ごとに見直し。	本原則の実施と利用について議論し適宜改良 や拡大をする見地から半年ごとに見直し。
	透明性	米 EU と同内容。(1 条)	法令や政策決定の透明性向上。法令や手続を 公表し、パブリックコメントに付する。(1条)
	越境情報流通	米 EU と同内容。(2 条)	国境を越える自由な情報流通の確保。サービス提供者やその顧客が、国内外を問わず、電子的に情報を伝送し、情報にアクセスできることを確保する。(3条)
条文	ネットワー クのアクセ スと利用	米 EU の内容に加えて、インターネットアクセス提供者は、合法的なネットワークトラヒックを伝送する際に、不当な差別的取扱いをしないよう努める。(3条)	情報のアクセスやサービスの利用等において、 消費者の選択の自由を促進。国際的で技術中立 的な基礎に基づくインターネット上で、業者が 提供可能なサービスの供給を妨げない。(2条)
	相互 接続	米 EU と同内容。(4条)	国内の電気通信事業者が、国内で他国の電気通信事業者と相互接続を行うことと、GATS参照文書に従い、非差別的な料金で主要なサービス提供者と相互接続を行うことを確保。(9条)

第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

		日米 ICT サービス通商原則	米 EU・ICT サービス通商原則
	ネットワー ク構成要素 の細分化	政府は、細分化(アンバンドル)されたネットワーク構成要素を合理的で透明な条件と料金で提供することについて、主要なサービス提供者に対し要求する権限を有する。(5条)	条文なし。
	現地の基盤、 拠点	米 EU とほぼ同内容。(6 条)	ICT サービス業者 (クラウドサービス事業者等) に、データセンター等の基盤や子会社等の拠点 を国内に設置することを義務付けない。(4条)
	外国 所有	米 EU と同内容。(7条)	ICT サービス分野に外国資本は制限なく参加できる。(5条)
条文	電波のスペ クトルの利 用	米 EU とほぼ同内容(8 条)	効果的かつ効率的な電波監理により、電波の利用可能性及び利用の最大化を図る。オークションを含む公平で市場志向的な手法で商業目的の帯域割当を行う。(6条)
	デジタル・ プロダクト	デジタル・プロダクトについて、制作された 場所や著作者の国籍に基づいた差別的取扱い をしない。(9条)	条文なし。
	規制 当局	米 EU と同内容。(10 条)	全てのサービス提供者から独立した規制当局を設け、決定及び手続を公平に行う。(7条)
	許可と免許	米 EU と同内容。(11 条)	電気通信サービスの許可及び免許は簡単な申請で交布されるものとし、サービス提供の条件に法人の設立を求めない。免許数制限は周波数割当等の特定の規制課題目的に限る。(8条)
	協力	米 EU と同内容。(12 条)	デジタル・リテラシーの世界的な向上と、デジタル・ディバイド縮減のため協力する。(10条)